

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年四月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年四月七日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鴻巣桶川さいたま線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
同市本町一丁目二八三七番一地先まで	鴻巣市本町一丁目二九三三番地先から	区 間
一〇・八二〇二一・六四	一〇・七二〇一〇・八七	敷地の幅員 (メートル)
七二・九八		延長 (メートル)
		備 考